

県南広域振興局長告示第43号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

平成23年3月18日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

通所介護

| 介護保険事業所番号 | 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|------------|-------------|------------|-----------------------|------------|
| 0370900862 | 有限会社お茶っこホーム | お茶っこホーム森の風 | 一関市花泉町日形字上 通367番地2 | 平成23年3月31日 |